

くみあいニュース



シリーズ

これでいいのか、任期制 (4)

2006.8.9 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

8月10日 任期制説明会に向けて、学長に質問状を提出！ 教職員の活発な質疑をお願いします

一. (任期制導入の必要性、目的について)

文科省は、「新職制への変更にともなって、任期制導入を指導することはない。任期制の導入を、財政的に誘導することはない。」と明言しています。あくまで、教育・研究組織を活性化するか否かにもとづいて、任期制導入が検討されるべきですが、これまでに、法人は、任期制の導入がどのように本学を活性化するかについて全く説明していません。助手ポストが学長の裁量枠にあるから任期制を導入するという事は、合理的理由にはなりえません。学校教育法にしたがって、教員は、そのポストを誰が管理していようが、身分的には平等に保障されねばなりません。任期制導入の必要性、目的について、納得いく説明をお願いします。

一. (工芸科学研究科を任期制対象組織とする理由について)

任期制規則案では、工芸科学研究科の助手への任期制導入の法的根拠を、教員任期法第3条1項に求めています。工芸科学研究科が、任期制対象の組織となりうる理由について説明願います。また、教員任期法は、任期制は限定的に適用されることを趣旨としていますが、その趣旨に反してまで、本学の主たる組織である工芸科学研究科に任期制を導入することの、合理的理由を説明願います。

一. (今年度の助手および来年度以降の助教への任期制導入について)

教員任期法第3条は、大学教員の身分保障の観点から、任期制は限定的に適用されることを規定しています。すなわち、限られた性格の組織に就く者(1項)、期間限定のプロジェクトに就く者(3項)、また、助手については、「自ら研究目標を定めて研究を行うことを主たる内容とする」者(2項)に限定して、任期を付することができるものとして制定されました。7月14日に行われた全大教と文科省の交渉においては、文科省は、来年から新設される助教への任期制導入は同様の限定を受け、「助教の職務内容をふまえて大学として慎重に判断すべき問題である」と回答しています。近隣の国立大学の工学部はもとより、全国の国立大学の理工系学部で、学部教育にもかかわる助手や助教に、無限定に任期を導入する例は稀有です。

本学の工芸科学研究科の助手・助教は、学部教育の負担も大きく、教員任期法の限定的条件を満たしているとは言い難い状況にあります。今回の任期制導入案が、教員任期法の趣旨および全国的な状況に照らして、どのような合法性、合理性を有するのか、説明願います。

(裏面へつづく)

一. (現職助手が助教に移行する際の任期制導入について)

法人案では、来年度、現職助手が助教になった場合にも、任期を付すこととしていますが、これは前項以上に違法性を有します。学校教育法改正の趣旨にしたがえば、いわゆる研究助手は無条件に助教に移行すべきであり、多くの国立大学でもそのような方向で準備が進められています。本学案のように、現職助手が助教に移行する際に任期を付すのは、助教への移行を妨げるものであり、今回の法改正の趣旨に反します。

また、現職助手は、期間の定めのない契約をしたにもかかわらず、任期を承諾しない限り昇格できないことになり、このことは、明らかに労働基準法が禁止する不利益変更に該当します。待遇を変えないからといって助手に留め置いても、全国的に助教に移行するのが大勢の現状では、助手に留まる者は、社会的地位や他大学への公募において不利益を被ることが予想されます。

現職助手が助教になる際の任期制導入にともなう違法性や不利益について、どのように考えているのか、説明願います。

一. (来年度以降の新助手への任期制導入について)

学校教育法の改正の趣旨によれば、新助手は研究職とはいえなくなり、裁量労働制は適用できず、評価の基準も大幅に変わることが予想されます。そのような職種への任期制は、研究を業務とする教員への任期制とは、導入の法律的根拠、動機、任用や再任の内容も全く異なるはずで、法人案では、今年度の助手も来年度の新助手も全く区別せずに、任期制を導入しようとしているようにみえます。両者の違いをどのように具体化して、任期制を導入するのか、説明願います。

一. (女性教員への任期制導入について)

女性教員は、産休・育休はもとより、家事・育児の負担を有するために、男性教員より短期的研究遂行において、ハンディを背負うことが明らかです。無限定な任期制導入は、女性教員が本学へ就職しにくい環境を生み出し、社会的には、本学が男女雇用機会均等法や次世代育成支援対策推進法の目指す方向に逆行する方針をとることを意味します。この点について、何か制度的保障を考えているのか、説明願います。

一. (現場での意見聴取などについて)

本学は、自然科学系、社会科学系、芸術系など、広範な専門分野を抱えています。教員の評価基準も様々であると考えられます。しかし、任用や再任の基準、方法について、実際に働く現場での議論は全く行われていません。工芸科学研究科を一括りにする任期制が導入されたなら、種々の混乱が予想されます。メールや全学説明会だけでなく、事情の異なる部門ごとに、十分な意見交換を行うべきと考えますが、この点について、どのように考えておられるか、お聞かせ願います。

以上